

②入学後に日本学生支援機構給付奨学金及び入学料・授業料減免を希望する方へ

2020年度から、新しく給付奨学金（返還義務なし）制度が始まりました。

入学後に日本学生支援機構給付奨学金を希望する方（高校在学中に採用候補者となった方を除く）は、進学後に申し込みをすることができます。

また、編入学の方で編入前に日本学生支援機構給付奨学金を受けていた方は、手続きを行うことにより編入後も奨学金を継続できる場合があります。編入前の短期大学、高等専門学校等へお問い合わせください。入学後も継続手続きが必要ですので、4月7日（金）までに窓口まで相談に来てください。（※期限内に申し出がない場合、奨学金が継続できない場合があります。）

* 注意 *

○奨学金に関するお知らせは、原則、学務情報システム掲示板、学内掲示板及び大学ホームページを通じて行います。書類の配布日や提出期限などの情報をお知らせしますので、必ず確認してください。

▶島根大学ホームページ TOP>各種手続き・相談窓口>経済的支援に関するお知らせ

○奨学金の手続きにあたり、連絡が必要となる場合があります。裏面記載の電話番号をご登録いただき、着信履歴や留守番電話メッセージがあった場合には、必ず折り返しご連絡ください。

1. 奨学金制度の概要

(1) 支給金額

世帯の所得金額に基づく区分に応じて、下表の金額が毎月振り込まれます。

区分	自宅通学	自宅外通学
第Ⅰ区分	29,200 円 (33,300 円)	66,700 円
第Ⅱ区分	19,500 円 (22,200 円)	44,500 円
第Ⅲ区分	9,800 円 (11,100 円)	22,300 円

※生活保護世帯の人及び進学後も児童養護施設等から通学する人は、上表のカッコ内の金額となります。

基準の詳細は以下でご確認ください。



←給付奨学金の基準
(日本学生支援機構HP)



←進学資金シミュレーター
(日本学生支援機構HP)

2. 入学料・授業料減免制度の概要

(2) 入学料及び授業料減免

給付奨学金に採用となった場合、高等教育の修学支援制度により入学料・授業料減免も併せて受けることができます。「入学料及び授業料の減免」を希望する場合、以下の手続きをお願いします。

※編入学の方で編入学前の学校等で「修学支援制度」による入学料減免を一度受けた方は入学料減免の対象となりません。

<1. 入学料徴収猶予の申請>

入学手続き時に、入学案内に掲載している「入学料免除及び徴収猶予申請のしおり 請求用紙（様式 学1）」でしおりを取り寄せ又は島根大学HPからダウンロードし、必要書類（家計調書や所得・課税証明書等）を作成・添付して入学手続き時に入学料徴収猶予申請を行ってください。これにより、入学料の支払いをすることなく入学手続きが可能となります。（入学案内に同封しております徴収猶予申請書（様式 1-2）は既に高校等で給付奨学生採用候補者に決定している方の様式ですのでこちらは使用せず、入手されたしおりの徴収猶予申請書（様式 1-2）をご使用ください。）

提出期限：各入試区分の入学手続最終日（入学手続締切時間）

<2. 入学料・授業料減免申請>

入学後、給付奨学金の申請と同時に授業料等の減免申請の書類をお渡しします。

申請がない場合は入学料・授業料の減免を受けることができませんのでご注意ください。

2. スケジュール

※詳細な日程については、3月末頃に学内掲示板及び大学ホームページでお知らせしま

入学手続き期限まで

「入学料徴収猶予申請書等」の提出

申請手続きや書類の入手方法は大学のHPを確認して下さい。



大学HP

4月上旬～中旬

「申込説明会」の開催・申請書類の配布

申請書類を配布します。申込を行う方は必ず受講してください。
(島根大学 Moodle で説明資料をご覧いただく形で実施予定です。詳細は、3月末頃に学内掲示板及び大学ホームページ等でお知らせいたします。)

説明会后～

申請書類の受付予約

受付日・時間帯を「受付予約システム(学内限定 web)」で予約してください。
予約した受付日時までに、申請書類をそろえてください。

4月中旬～下旬

申請書類の受付 (受付期間の最終日後の申請は原則受け付けません。)

予約した日時に、申請書類一式を持参してください。
入学料・授業料減免を希望される方は「授業料等減免の対象者の認定に関する申請書」を
受付時にお渡します。記入して提出してください。
受付完了後、「島根大学識別番号 (ID とパスワード)」及び「宛名ラベル」をお渡します。
申請内容のインターネット入力を行ってください。
インターネット入力完了後、「島根大学識別番号」と「宛名ラベル」を記入し、提出して
ください。
※期限までにインターネット入力をしなければ奨学金を申し込むことはできません。

4月中旬～下旬

インターネット入力(最終期限)、マイナンバー提出書を日本学生支援機構へ送付

5月上旬から下旬

大学で申込内容の確認・学業要件の確認をし、日本学生支援機構へ推薦

5月が前期授業料の支払い月(引き落とし月)ですが、期限までに「授業料等減免の対象者の認定に関する申請書」を提出された方は、6月以降の減免決定までは前期分授業料の口座引き落としは保留と致します。口座振替の手続きをしていない方については請求書の送付は保留と致します

6月上旬～下旬

奨学金採用・不採用決定

※不採用の場合は、保護者等宛に文書で通知します。

< 入学料減免 >

6月中旬頃に ①入学料徴収猶予選考結果 と ②入学料減免結果 を「学生」に通知する予定です。

①入学手続き時に行った入学料徴収猶予申請の選考結果を「3.担当窓口」にて通知します。

「許可」の方 → 8月末日まで入学料の支払いが猶予されます。

「不許可」の方 → 不許可を決定した日から起算して14日以内の入学料の支払いが必要です。

②入学料減免結果を学務情報システム(学生の閲覧できる島根大学の電子掲示板)にて通知します。

入学料の支払いが必要な方については結果通知後に請求書を「3.担当窓口」で学生にお渡します。

請求書記載の指定の期日までに入金がなかった場合は除籍となりますのでご注意ください。

< 前期分授業料減免 >

入学料減免結果と同時に学務情報システムにて授業料減免結果を「学生」に通知します。

授業料の支払いが必要な方については、口座振替の手続きをされた方は6月下旬に口座引き落としとなります。口座振替の手続きをされていない方は、大学より請求書を学生へ郵送する予定です。

(参考：支援区分に対する入学料・授業料減免額一覧表)

	第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分
入学料(282,000円)	282,000円 減免	188,000円 減免	94,000円 減免
半期授業料(267,900円)	267,900円 減免	178,600円 減免	89,300円 減免

注1) 減免額が確定するまで入学料，授業料を納入しないようご注意ください。

注2) 令和4年度4月時点の入学料・授業料となります。入学前や在学中に入学料や授業料の改定が行われた場合には，改定時から新入学料や授業料が適用され，減免額が変わります。

6月9日(金) 奨学金初回振込予定日

6月下旬～7月上旬 採用関係書類の送付 (宛名ラベルに記入した保護者等住所宛に大学から送付します。)

給付奨学金と同時に貸与奨学金を申し込んで採用となった場合は，返還誓約書及び添付書類を提出期限までに学生本人が大学へ提出してください。

※ 提出期限までに，返還誓約書及び添付書類を提出しない場合は，既に振込済の奨学金を返したうえで，採用取消となります！

正式に奨学生に採用

※6月に採用された場合のスケジュールとなります。7月以降に採用された場合は，奨学金の振込予定日や採用関係書類の送付時期，入学料や授業料の支払い月がずれません。

その後

後期分授業料減免や奨学金継続の手続きについても学生自身で行っていただくことになります。「採用関係書類を大学から保護者等宛に送付」の際に別途，今後の手続きについて文書でお知らせする予定です。

3. 担当窓口

学生支援課 奨学支援
グループ
(学生支援センター2階)
TEL: 0852-32-6063

